

健康証明書の検査項目一覧

別表1

受診コース： 船員保険の生活習慣病予防健診の一般健診
又は、以下の検査項目を全て受診する健康診断 や 人間ドック等

- 以下の全ての検査項目を受診の上、その診断結果・証明書(写し)を提出・申請して下さい。
- 「問診」と「理学的検査」は、医師による直接的診察であり、「診察」等の検査項目名で表記されることがあります。それも提出・申請可能です。
- 診断結果により要再検・要精密検査の判定を受けた方は、当該検査項目について再検査を受け、診断結果・証明書(写し)を提出・申請して下さい。

検査項目	検査の内容
問診	医師による直接診察
理学的検査	(必須)胸部聴診 (任意)腹部触診 (任意)膝蓋腱反射 (任意の検査内容は、診察する医師の判断により実施。未実施でも提出・申請可能)
身体計測	身長・体重・BMI・腹囲
	握力(右・左)
	遠距離視力(右・左)・色覚
聴力検査	簡易聴力検査
肺機能検査	肺活量
血圧測定	坐位・右上膊部
尿検査	糖・蛋白・潜血
糞便検査	便潜血反応(2日法)
心電図検査	安静時12誘導
血液生化学的検査	血糖(空腹時)・総コレステロール・中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール・総ビリルビン・総蛋白量・GOT・GPT・γ-GTP・アルカリフォスファターゼ・LDH・尿酸・クレアチニン
血液学的検査(一般検査)	赤血球数・白血球数・血色素量・ヘマトクリット値
胸部レントゲン検査	直接撮影
胃部レントゲン検査	直接撮影 又は、胃カメラ

水先法施行規則 (第九条の三、第十条、第十四条、第十五条関係)

別表第一：身体検査標準表

検査項目	標準
視力 (5メートルの距離で万国視力表による)	裸眼視力 又は、矯正視力が、一眼は0.8以上、他眼は0.6以上であること。
弁色力	色盲 又は、強度の色弱でないこと。
聴力	両耳共に5メートル以上の距離で耳語を弁別できること。
疾病及び、身体機能の障害の有無	業務を行うに差し支える重い疾病 又は、身体機能の障害(心臓疾患、眼疾患、精神の機能の障害、言語機能の障害、運動機能の障害、その他の著しい疾病 又は、身体機能の障害をいう)のないこと。